

地方消費税収の使途について

平成 26 年 4 月 1 日から 5% から 8% に上げられた消費税率については、地方消費税率についても 100 分の 25 から、63 分の 17 に上げられており、引上げ分の地方消費税収は消費税法により社会保障施策に要する経費に充てることとなっています。

長野市の平成 29 年度決算では、次のとおりです。

【地方消費税収】 73.6 億円（うち引上げ分の地方消費税収 29.7 億円）

【引上げ分の地方消費税収を充てた事業】

（単位：千円）

決算額		財源内訳					主な事業内容
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	市債	その他	引上げ分の 地方消費税収	その他	
障害者福祉費	7,433,075	4,991,115	8,400	434	535,587	1,897,539	障害者自立支援給付費 など
児童措置費	6,007,129	5,068,129	0	0	327,415	611,585	児童手当支給 など
福祉医療費	2,183,635	724,660	0	478	208,171	1,250,326	福祉医療費給 付 など
老人福祉総務費	6,081,668	295,667	4,600	131,711	1,783,605	3,866,085	介護保険特別 会計繰出金 など
母子保健費	674,992	141,042	0	4,590	119,244	410,116	妊婦健康診査 など
計	22,380,499	11,220,613	13,000	137,213	2,974,022	8,035,651	